

議案第10号

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例等の一部改正について

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年愛西市条例第38号）等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年2月26日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、障害者自立支援法の改正に伴い、介護補償等に関する規定の改正が必要になったからである。

愛西市条例第10号

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例等の一部を改正する条例

(愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部改正)

第1条 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年愛西市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(愛西市障害者自立支援条例の一部改正)

第3条 愛西市障害者自立支援条例(平成18年愛西市条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛西市障害者総合支援条例

目次中「障害者自立支援審査会」を「障害者総合支援審査会」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

「第2章 障害者自立支援審査会」を「第2章 障害者総合支援審査会」に改める。

第2条中「愛西市障害者自立支援審査会」を「愛西市障害者総合支援審査会」に改める。

(愛西市精神障害者医療支給条例の一部改正)

第4条 愛西市精神障害者医療費支給条例(平成17年愛西市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年愛西市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第6条及び第7条第1項中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第6条 愛西市消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛西市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条から第6条までの規定は平成25年4月1日から、第2条及び第7条の規定は平成26年4月1日から施行する。